

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第三部 労働政策

I 政府の労働政策

7 男女雇用平等問題に関する審議

男女雇用機会均等法案は、一九八四年五月一四日国会に提出されたが、その提案理由によれば、女子の就業に関する意識の向上と女子の雇用をめぐる諸情勢の変化、婦人差別撤廃条約(婦人にたいするあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)の批准に備えることが背景とされている。同条約は、一九七九年一二月国連総会で可決され、国連婦人の一〇年の中間年にあつた一九八〇年署名式があり、日本政府も署名し、八五年までに批准することを公約してきた。この条約が差別禁止の立法措置を求めていること、および条約批准には条件整備を先行しているわが国の慣行からして、立法化のタイムリミットに來たとされる。同条約の批准は、「国内行動計画」の後期重点目標とされ、労働省においても、男女平等問題専門家会議によるガイドラインの作成(一九八二年五月)などがなされていた。その後、公式審議の場は、婦人少年問題審議会婦人労働部会に移り、ここで一九八三年末から八四年春にかけて法案の枠組みについて、大詰めの審議がおこなわれた。この間、これと並行して、各種団体の発言や行動があつた。審議会を中心とする審議は、以下の経過をたどつた。

八三年一〇月二四日 労働省、男女平等法制に関する問題点をまとめる。
一二月 労働省、問題点にともなう審議状況について明らかにする。
八四年二月二〇日 部会三公益委員から、法制化審議のための試案が出される。
三月二六日 婦人少年問題審議会「雇用における男女の機会の均等及び待遇の平等の確保のための法的整備について」労働大臣に建議
四月一九日 労働大臣、法案要綱案を審議会に諮問
五月九日 審議会答申、要綱案を大筋で了承、労働省の他の審議会も大筋で了承
五月一日 若干の修正のうえ、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定
五月一四日 同法案を国会に提出

婦人労働部会では、事務当局が整理した「問題点」に沿って審議したが、この「問題点」は結果的には法案の枠組みに反映されることとなつた。二月二〇日の公益委員試案は、「問題点」のそれぞれについて労使の意見対立をふまえたうえ判断している。

三月二六日の建議の本体となつた婦人労働部会報告は、公益委員見解を軸として、労使の対立点を併記したものとなつた。部会における審議結果は、第101表のとおりである。これは、この立法をめぐる主要な意見を集約するものと考えられる。

労働大臣が審議会に諮問した法案要綱(国会に提出された法案にたいするものとほぼ同様)にたいする審議会の答申では、「今日の段階では(諮問案で)やむを得ないという意見が多かつたが、……なお多くの部分において不十分な点があることは否定しがたい」とし、施行後、必要な場合、法改正も考慮すべきだとし、さらに労使の意見を付記している。労働者委員の意見で、第101表にないものとしては、(1)単独立法とし、条約批准のための立法であるから、機会均等法でなく男女雇用平

等法とすべきである、(2)雇用管理の全ステージにつき、罰則付きで差別を禁止すべきである、(3)調停委員会は有名無実である、などである。使用者側意見として新しいものは、(1)教育訓練、福利厚生についての均等待遇は当面努力義務とすべきであるが、強行規定とするときはできるかぎり限定すること、(2)苦情処理機関の設置をすべての企業に義務づける印象を与えないようにすること、(3)調停委員会の人選には産業・企業の実情に精通した者とすべきである、(4)生理日の就業がいちじるしく困難な女子の就業禁止について、疾病と同様当然のことであるから規定する必要がない、などであった。

法案要綱は、労働大臣の他の審議会にも諮問され、いずれも大筋やむを得ないとして承認した。しかし、これらにも労使の意見が付帯していた。このうち、中央労働基準審議会労働者委員が、工業的業種の女子の時簡外労働の制限について一週間についての制限を存続すべきであるとしたが、これは国会に提出された法案要綱に盛り込まれた。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
